

明石市中小企業奨学金返済支援事業補助金

市内中小企業の皆様へ 若手従業員の奨学金返還手当を補助します！

補助対象者

兵庫型奨学金返済支援制度補助金の対象となっている市内に本社又は本店を置く中小企業等(県随伴事業)

補助対象従業員

下記のすべてを満たす者

- (1)正社員である者
- (2)申請時及び実績報告時に、同一中小企業等の市内事業所に勤務し、市内に住所を有する者
- (3)日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務がある者
- (4)40歳未満の者(申請年度末(3月31日)時点で39歳以下の者)

補助期間

5年間（補助対象従業員1人につき）

（兵庫県が定める認定を取得している企業は、最大17年間まで延長可能）

補助金額

上限3万円／年(補助対象従業員1人につき)

(中小企業等が奨学金返済支援のために支給した手当等の支給額から県補助金(企業負担分)を差し引いた額の1/2)

補助金の考え方

(例：従業員の年間返済額18万円、企業の年間支援額12万円の場合)

① 支援制度なし

従業員の年間返済額 18万円



② 企業の奨学金支援制度導入

企業の支援額 12万円	従業員の実質返済額 6万円
----------------	------------------



③ 県補助金制度導入

企業の実質負担 6万円	県補助金:企業負担分 6万円	県補助金:従業員負担分 6万円
----------------	-------------------	--------------------



④ 県+市補助金制度導入

企業の実質負担 3万円	市補助金 企業負担分 上限3万円	県補助金:企業負担分 6万円	県補助金:従業員負担分 6万円
----------------	------------------------	-------------------	--------------------

若手従業員の奨学金返済を支援する中小企業等の負担を軽減します！

お申込・お問合せ先 ※詳細はHPをご覧ください

明石市 環境産業局 産業振興室 商工政策課

TEL 078-918-5098 FAX 078-918-5126 ✉sansei@city.akashi.lg.jp

